

教員の長時間勤務縮減に向けた取組の方針

令和元年6月26日
白馬村教育委員会

1. 目的

白馬村立学校に勤務する教員が、心身の健康を保持し、誇りとやがいもって職務に従事できる環境を整備することで、教員一人一人がその専門性を十分に発揮し、本村教育目標の実践に向け従事できるよう、労働環境整備の方針及び取組を示す。

2. 策定までの経緯と本村の状況

(1) 国等の動き

文部科学省では、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(平成29年12月22日中央教育審議会)を受け、学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文部科学省)として5つの方策をまとめた。

- ① 業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策
- ② 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し
- ③ 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務抑制のための必要な措置
- ④ 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備
- ⑤ 進捗状況の把握等

以上にあげた方策を通じ、学校における働き方改革を進めることを示している。また、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)」(平成30年2月9日文部科学省)により、教育委員会において取り組むべき方策として具体的な業務改善の視点を示している。

平成31年1月25日には、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が公表されるとともに、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日文部科学省)が示され、教員の勤務時間の上限について新たな考え方が示されている。

(2) 本村の現状

ア 時間外勤務の状況

教員の勤務実態については、平成30年11月1日に長野県教育委員会が実施した「教職員の勤務時間等の調査について」の調査から次のような結果が示された。

■調査期間 平成30年12月1日～31日までの31日間

■小学校

白馬南小

1人当たり勤務日の時間外勤務	： 29時間34分
1人当たり休日の勤務時間	： 3時間54分
1人当たり持ち帰り仕事時間	： 2時間18分
1人当たり時間外勤務合計	： 35時間46分

白馬北小

1人当たり勤務日の時間外勤務	： 38時間52分
1人当たり休日の勤務時間	： 0時間57分
1人当たり持ち帰り仕事時間	： 6時間18分
1人当たり時間外勤務合計	： 46時間7分

■中学校

1人当たり勤務日の時間外勤務	： 42時間12分
1人当たり休日の勤務時間	： 8時間49分
1人当たり持ち帰り仕事時間	： 0時間31分
1人当たり時間外勤務合計	： 51時間32分

小学校では、北小の方が総じて数値が高い。北小と中学校では1ヶ月の時間外勤務合計が45時間時間を超えている。

また、中学校の最終退勤時刻が23時を越えることが日常化している実態から、最終退勤時刻について把握に努め、是正していく必要がある。

イ ストレスチェックから

平成 29 年 12 月ストレスチェックが義務化されたことを受け、本村では長野県健康づくり事業団に業務委託をし、平成 30 年度より実施している。これによりストレスの状況が把握できることとなった。

平成 30 年度に実施したストレスチェックの分析結果では、本村全体では職場の対人関係は良好で、上司や同僚からのサポートも得られており、働き甲斐や満足度は高いが、仕事の量的負担や身体的負担がやや高いことから、疲労感や身体愁訴が現れている。と読み取れる。仕事の量的負担を取り除ければ、ストレスの軽減に大きく寄与すると考えられる。

3. 白馬村の設定目標

(1) 勤務時間の適正化

勤務時間の管理について、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握することが必要である。また、学校運営には、適切な校務分担と業務遂行が必要であるが、そのためには、管理職が教員の勤務内容や勤務時間を適切に把握し管理することが必要である。

- ① 教育委員会は、文部科学省の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を参考に、教員の勤務時間の上限に関する方針を策定する。
- ② 教育委員会は、勤務時間の管理にあたって、ICTの活用等により管理職や教員に事務負担がかからないようなシステムを導入する。
- ③ 校長は、出勤・退勤時刻の設定や休憩時間の確保等、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、教員に周知する。
- ④ 校長は、教員の勤務時間を適切に把握し、長時間勤務縮減のため必要に応じて指導・助言等を行う。
- ⑤ 学校は、教育委員会と連携して、教員の勤務時間の上限に関する方針を実現するために、定時退勤日の設定や、各校の実情に応じた長時間勤務縮減のための取組を進める。

- ➡ ・教育委員会によるタイムカード機能の早急な導入
- ・教育委員会と校長による時間外勤務縮減目標及び方針の決定

1月に時間外勤務45時間以内の実現

1月に係る21時を超える時間外勤務を行う職員数を年間50%減の実現

定時退勤日を月2回以上実施

(2) 働き方に関する意識改革

「学校における働き方改革」は、教員が心身の健康を保持しながら業務の質的転換を図り、児童生徒に接する時間を確保して、必要な総合的指導を持続的に行う状況を作り出すことで、教育の質の向上と学校教育目標の具現化を図ることを目指している。

学校の働き方改革を進めるためには、教員の意識改革だけでなく、保護者や地域の理解も必要であり、学校の働き方改革を、点検・評価する仕組みも必要である。

- ① 教育委員会は、各学校の業務改善や教職員の働き方に関し、点検・評価する。
- ② 教育委員会は、「学校における働き方改革」について保護者や地域の理解を得られるよう、広報等で啓発・周知する。
- ③ 学校は、教育委員会と連携して、教員に勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する調査や研修を実施する。
- ④ 学校は、学校評価において、業務改善や教職員の働き方に関する項目を、重点的な評価項目の一つとして位置付ける。

- ➡ ・長期休業期間における年次有給休暇の取得
- ・学校による勤務の割振の完全な履行
- ・21時を超える時間外勤務者数の教育委員会への月次報告と意識改革の推進
- ・「学校における働き方改革」について保護者や地域の理解を得られるよう、広報等で啓発・周知する。

(3) 業務の見直しと改善

教員は保護者・地域住民からの要求に対して、献身的に対応してきた。これにより様々な業務が加わり、個々の教員の校務分掌も多種多様で大量となった。これらの業務について、本来の学校業務や教員が担うべきものと、学校や教員以外が担うことができる業務を整理し見直すとともに、業務の効率化と業務量の適正化、役割分担の明確化により負担軽減を図る必要がある。

- ① 学校は、地域やPTA等と協議し、学校行事やPTA行事の精選や内容の見直しを推進する。
- ② 学校は、校長会や各種大会・コンクールの主催者等と協議し、各種大会やコンクール等の開催のあり方や、参加・出展の見直しを推進する。
- ③ 学校は、校内での情報の共有化に有効な会議のあり方を検討し、校内会議の開催時間や方法を見直す。

- ➡ ・校長・教頭・園長合同会議の回数削減（4・8・3月の開催取りやめ）
- ・校長による学校スリム化、シンプル化の推進
- ・教育委員会による校長教頭園長会議での働き方改革に関する定例報告の実施

(4) 学校を支える人員の確保

教員が児童生徒の実態を踏まえて学習指導や生徒指導等に取り組むためには、心理や福祉等の専門スタッフの確保と配置を更に進める必要がある。

- ① 教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置を促進する。
- ② 教育委員会と学校は、コミュニティスクールの充実を図り、学校支援ボランティアの登録人数の増加をめざす。
- ③ 教育委員会は、必要な職員の配置促進など、新学習指導要領の円滑な実施に向けた体制を整備する。

- ➡ ・教育委員会は、適正な村費職員数の確保に努めるとともに、学校の緊急的な要望に応じ、職員の配置について検討する。

(5) 部活動の負担軽減

学校の部活動は学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る以外に、生徒同士や教員等との人間関係の構築を図り、自己肯定感を高める等の教育的意義が大きい。しかし、大会数の増加や活動時間の増加により、教員の負担は大きくなっていった。

教員の負担軽減のみならず、部活動を持続可能なものとするために、生徒にとって適正な大会数と活動時間を検討し、地域団体や地域の人材と連携することが重要である。

- ① 教育委員会は、活動時間や休養日についての基準の設定等について、「部活動ガイドライン」を策定し、学校長は方針に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 教育委員会と学校は、連携して専門的な技術指導や休日の大会引率等を行う「部活動指導員」を育成する。
- ③ 教育委員会と学校は、社会体育団体、地域団体等と連携した部活動運営を検討する。

- ➡ ・教育委員会は、白馬村部活動ガイドラインを学校に示すとともに、村民への広報活動に努める。
- ・学校は白馬村部活動ガイドラインに従い、適正な部活動の実施を行うとともにPTAへの説明を行う。